

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

規制の名称：法務大臣による外国法事務弁護士の承認における職務経験要件の緩和

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：法務省大臣官房司法法制部審査監督課

評価実施時期：令和 8 年 1 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・外国法事務弁護士となるための法務大臣の承認の要件について、外国法事務弁護士についての一定の能力・資質・倫理を担保するため、外国弁護士となる資格を取得した後、その資格に基づき、当該資格取得国等において3年以上の実務経験を積むことを必要としている（このような期間を「職務経験期間」という。）一方で、外国弁護士の資格を有する者が日本国内の法律事務所等に雇用され、資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供した場合には、当該労務提供期間のうち1年を限度として上記職務経験期間に算入することができることとされていたものを、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）を改正し、職務経験要件について、日本国内における労務提供期間の算入上限を1年から2年に拡大することにより、同要件を緩和した。

<今後の対応>

- そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 承認件数	事前評価時	具体的な予測値は算出していない
	事後評価時	令和元年度（規制緩和前） 37件 令和2年度 32件（4件、12.5%） ※ 括弧内数は規制緩和によって初めて申請可となった申請における承認件数とその割合、以下同じ 令和3年度 29件（12件、41%） 令和4年度 43件（10件、23%） 令和5年度 52件（13件、25%） 令和6年度 74件（10件、14%）
② 承認取消し件数	事前評価時	具体的な予測値は算出していない
	事後評価時	令和元年度（規制緩和前）から令和6年度まで 0件

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
要件緩和に伴う費用	事前評価時	特段発生しない
	事後評価時	特段発生しなかった

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
要件緩和に伴うリスク	事前評価時	特段発生しない
	事後評価時	特段発生しなかった

3 考察

・令和元年度から令和6年度までの承認件数及び承認取消し件数については上述したとおりであり、承認件数は年々増加傾向にあるところ、そのうち今般の規制緩和によって初めて申請可となった申請も一定程度の割合（1割から4割程度）を占めていることから、本件規制緩和によって一定の効果は認められる。一方で、承認取消し件数について本件規制緩和後は0件であり、本件規制緩和によって外国法事務弁護士の質の低下につながったとは言えず、その他に本件規制緩和による支障、費用及び間接的な影響、社会経済情勢等の変化による想定外の影響等も発生していない。以上のことから、当該規制緩和を継続する妥当性がある。

規制の事後評価書(案)に対する質問・意見

No.	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	朝日委員	p.4考察「承認取消し件数について本件規制緩和後は0件であり、本件規制緩和によって外国法事務弁護士の質の低下につながったとは言えず」	承認取消し件数は、外国法事務弁護士の質の低下を判断する指標として最低限の基準であり、緩和前の3年の趣旨により近い評価情報が必要にも思われま す。その趣旨での指標や定性的な情報の可能性はないのでしょうか。事前評価で 定められた指標での判断ということではありますが、指標の適切さに関してなされ た議論も含めて教えていただけますでしょうか。	事前評価で指標を設定した際の議論につきまして、当時の資料を確認しましたが、議論内容がわかるような資料は確認できませんでした。今回、承認取消し件数を評価指標とした理由は、外国法事務弁護士の承認審査においては、最低限の質を確保するという観点から法令で定められた基準を満たしているかを審査しているため、その質の評価指標としても承認の取消し件数が適切ではないかと考え設定したものと思われます。 なお、平成15年から平成17年までの間、「外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増加させる」という政策目標を設定していた際、その評価指標として、承認取消し件数を設定しており ました。この評価指標について、当時、承認取消しには至らずとも日本弁護士連合会による懲戒処分を受けている場合もあるのではないかと御指摘をいただき、外国法事務弁護士が懲戒処分を受けた例が少なかったことや、日本弁護士連合会による懲戒処分は法務省として設定している最低限の基準とは別の視点からの処分もあり得ること等を御説明し、承認取消し件数の設定を維持してきたという経緯がございます。 今般、改めて評価指標についての御指摘をいただきましたことを踏まえ、質の判断のために適切な指標がないか、検討してまいります。